

令和元年 第 8 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年 8 月 28 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 1 階第 2 会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第20号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について	1件
議第21号	農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用の許可申請に対する意見について	1件
報第13号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	1件
報第14号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	6件

4 本日の議長 奥村 和彦

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	宮嶋 由郎	
2	林 則武	
3	奥村 和彦	
4	長谷川 博	
5	坂崎 寛治	
6	久保 渚	辞職
7	若尾 茂	
8	江崎 勇	
9	伊藤 明石	
10	右高 菜丹	辞職
11	坂崎 一良	
12	奥村 優子	
13	日比野 敏夫	
14	宮嶋 豊城	

15	小川 松鶴	
16	東 一二美	
17	日比野 芳孝	
18	砂田 豊	欠席

議長 ただいまより、令和元年第8回農業委員会総会を開会する。
 本日は18番砂田豊委員から欠席の連絡を受けているので16名中15名の出席。
 従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、4番 長谷川博 委員、5番 坂崎寛治 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第20号「農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を上程する。議第20号について事務局から説明を願う。

申請番号1 譲渡人、多治見市小名田町3丁目152番地、株式会社マル若商店。譲受人、■■市■■■■■■■■番■、■■■■。土地は多治見市小名田町3丁目■■■■番■、雑種地、123㎡。平成27年9月16日に■■■■番を太陽光発電施設で5条許可済。その後申請地が余剰地となったため、資材置場として計画変更申請を行うもの。

議長 それでは議第20号について、地元委員から意見があれば発言願う。

13番 申請地は製陶材料の一部保管場所と聞いているが、現地確認したところ、まず車は通れない、進入路幅は1m程度で搬入ができるだろうか。加えて隣接に畑があり、水が流れ込むようでした。また、申請書ですが、隣接農地への影響が「思慮する」の文言だけでは不十分である。事務局でも確認する必要がある。申請書の修正が必要だと思う。

8 番 水が流れて来るのはここだけの問題でなく、現状としては変わらない。
後は搬入の問題だ。

4 番 申請内容が不確かなので確認が必要だ。所有者の承諾が分かる書類を整える必要がある。

議長 事務局は書類を整え再提出すること。

事務局 了解。

議長 それでは、次に議第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、先程の議案に関連するため、再度確認後議案提出とする。

次に、報告事項に入る。報第 13 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 13 号について事務局より説明を願う。

事務局 申請番号 1 申請者、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は多治見市池田町 5 丁目■■番、田、505 m²。転用目的は洋菓子関係の倉庫。前回総会に 5 条届出で報告済事項及び次の報第 14 号申請番号 2 に関連する。隣接地■■番■■を取得することによる、倉庫用地の拡大のため申請するもの。製造は行わず、配送用である。

議長 報第 13 号は専決事項のため議決事項ではないが、意見があれば挙手願う。

(挙手なし)

議長 発言がないので、報第 12 号の報告を終了する。

次に、報第 14 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」を上程する。報第 14 号について事務局より説明を願う。

事務局 6 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は喜多町 6 丁目■■番■■の一部、畑、322 m²のうち 106.14 m²。転用目的

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■■丁目■■番地、■■■■。譲受人、■■■■市■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は多治見市池田町 5 丁目■■番■■、畑、468 m²。転用目的は洋菓子関係の倉庫。先程の報第 13 号申請番号 1 に関連する。隣接地■■番と一体利用。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■■■、同住所、■■■■■。譲受人、多治見市若松町 1 丁目 11 番地、株式会社タクミコーポレーション。土地は■■■■■所有、宝町 3 丁目■■番、畑、813 m²。■■■■■所有、宝町 3 丁目■■番の一部、田、251 m²のうち 14.21 m²。転用目的は宅地造成販売。位置指定道路取得のため一部道路敷となる。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■■市■■■町■番地の■、■■■■
■■外 3 名、■■■■市■■■町■丁目■■■番地の■、■■■■■■■。譲受人、東
京都西東京市北原町三丁目 2 番地の 22、株式会社アーネストワン。土
地は■■■■■所有、陶元町■■■番■、畑、258 m²、■■■番■、畑、0.11
m²。■■■■■■■所有、陶元町■■■番■、畑、191 m²、■■■番■、畑、3.15
m²。転用目的は建売分譲を 2 棟予定。

(挙手なし)

議長 本日の議案は以上をもって終了する。
その他、事務局方で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回は 9 月 25 日水曜日の午後 2 時 00 分から。場所は本庁舎 1 階第 2 会議室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 00 分)

事 務 局

事務局長	小川	健二
課長代理	鈴木	雅美
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和元年 8 月 28 日

議事録署名

4 番

5 番

議長